

ど誤った理解（認知）で説明することがよくあるが、周囲もそのようにとらえてしまうことがある。保護者自身も、自分の子どもたちが家庭内で性的な問題に関わっていることを知ってはげしい葛藤を持つだろうが、性暴力の直面化を避けることで、結果的に、被害児童よりも加害児童を擁護したり、被害児童の訴えを否定してしまうという事になってしまうのである。

保護者に対して、保護者は子どもたちの回復や性暴力の再発の防止のために重要な存在であること、被害児童の訴えを信じ性暴力という出来事をまず受け止めることが不可欠であることを伝える必要がある。加えて、性暴力被害・加害が子どもたちに与える影響や、その結果として起こる様々な精神的症状や行動、感情や認知について正しく理解することが必要である。被害児童も加害児童もこの事態を乗り越えて必ず回復していくことを伝え、子どもたちの回復のために必要な支援を進めてもらいたいことを説明する。

被害児童、加害児童それぞれの対応を同時に進めていかなければならないことは、保護者にとって心理的にも経済的にも負担は大きい。子どもたちが抱える大きな課題を乗り越えていくために、保護者がその役割をしっかりと果たしていけるよう保護者を支援することは必要である。

両親がいる家庭では2人の保護者（両親）が協力しあうことが望まれる。保護者（両親）が協力して課題に向き合うことは、保護者双方にとって心強いことであり、同時に被害児童、加害児童それぞれに対して前向きに問題に直面していこうとする勇気を持たせることができるだろう。

（2）家庭内性暴力の背景から考えられる保護者支援

子どもたちの日常生活における状況調査や家族全体のアセスメントの中で、第3者にはわかりにくい家庭内だけの習慣や家族構成員間の複雑な力動が見られ、性暴力に深くかかわることがある。家庭内で性暴力が起こる背景について保護者とともに考え、保護者がそれらを正しく理解して新たな生活のあり方を構築していけるよう支援することが必要である。家庭内で性暴力が起こるリスクとして考えられることについて、以下のように考えてみる。

1) バウンダリーの希薄さ

家庭内でのバウンダリーの希薄さ、不健全な性モラルの存在が見過ごされていること等が考えられる。性的な刺激が多い雑誌やDVDなどを子どもたちが簡単に目にしてしまう、思春期に達しているきょうだいの寝室が同じ部屋であるなど、家庭内で家族構成員それぞれのプライバシーへの配慮が未整備であることが家庭内性暴力のきっかけとなることがある。

子どもたちの年齢に応じたプライバシーへの配慮や、スキンシップのあり方、距離感など、家族間であっても適度な対人関係の取り方が必要であることを話し合いながら、保護者と子ども、保護者同士の関係の見直しをすることが必要だろう。例えば、保護者が風呂上りに裸のままいることや、年齢の低い子どもたちのいる前で性的な描写が多いテレビ番組を見るなど、性的な意味合いを含んだ行動については、たとえ無意識であったり故意ではなかったとしても、子どもたちの成長にとって不適切な場合があることを説明し理解を促す。家庭内であっても、お互いの境界線を重視してプライバシーに配慮することは、子どもの健全な成長にとって必要なことであり、また、被害児童や加害児童への心理教育や心理治療を進めていくときに必要な配慮であることの理解を図ることが望まれる。

2) 保護者の監護力

保護者が子どもたちを適切に監護することができるかどうか、アセスメントが必要である。保護者が、家庭内できょうだい間に性暴力が起こっていることに気づかない、あるいは何となく違和感を感じながらもそのまま見過ごしていた、また、気づいていたけれど知らないふりをして放置していたという場合がある。被害児童・加害児童を適切に監護できていなかった状況から、どのように

すれば被害児童・加害児童の安全を確保し、健全さへと向かわせることができるのか、保護者の持つ力やソーシャルサポートの有無等について把握する必要がある。

性暴力の発覚後、保護者（両親）が協力して被害児童と加害児童に必要な支援を勧めることが望まれるが、それぞれの子どもの成長に合わせて、また性暴力による影響を考慮して、どのような関わり方や見守り方が必要なのか具体的に話し合い、保護者の実践を支えていくことが望まれる。また、一人親家庭のために子どもたちの監護が不十分になってしまったり、経済的な問題があったり、また、保護者の理解力が未熟であるために子どもの成長に応じた適切ななかかわりやコミュニケーションができない場合がある。

保護者の監護力が未熟な場合は、その状態に合わせた心理的支援に加え、経済的援助も含めたケースワーク的支援が必要となる。

3) 家族構成員の関係性

家族の関係性に着目した時、そこに過剰な密着性、依存性、逆に反発的、攻撃的な感情が存在しているかもしれない。家庭内に性的な意味を持たなくても暴力に対する親和性が存在していたり、親子関係や夫婦関係に支配・被支配の価値観に依存してしまう複雑な家族力動があるかもしれない。

きょうだい間の性暴力事案において、保護者（両親）が協力して子どもたちを支えていくことが必要であるが、保護者同士（父母）の関係性の中に暴力（DV）がみられる、あるいは暴力（DV）に発展する可能性として支配・被支配の関係が根強くある場合も考えられる。暴力への親和性、依存関係、知的能力の問題などが子どもたちに与える影響も大きい。

保護者自身の対人関係の持ち方、価値観、出来事に対する考え方などについて見直しながら、そのような他者との関係性が子どもたちの成長にどのように関係しているのか、あるいは、子育てにおける不安ややりにくさがないか等について考えを深め、子どもたちとの関係や保護者同士（夫婦）の関係についても振り返って考えることが良いだろう。

家族の関係性に、暴力への親和性や、支配・被支配の力動が存在する場合、きょうだい間の性暴力に限らず、子どもたちに対する保護者からの性的虐待の存在について疑ってみる必要がある。

4) 加害児童が抱える課題

子どもにとっては保護者との関係だけではなく家族以外の人間関係における問題や、学力や知的能力の問題からくる負担があるかもしれない。加害児童を理解する時、本人がおこした加害行為に着目する必要はあるが、加害行為の内容のみに注目しすぎると、本来子どもが抱えていた課題や、加害行為を起こすきっかけ（リスク）を見逃してしまうことがある。

加害児童の学力や知的能力、対人関係、学校や地域での過ごし方等、生活全般にわたる様々な角度から子どもを把握する必要がある。そして、加害行為につながるきっかけは何なのか、性暴力の結果、加害児童に何がもたらされたのか等、性暴力の目的等にも視点を当てて把握することで、子どもが持つ課題と、ある出来事に対する子ども独自の対処の仕方が見えてくるだろう。

また、性暴力という行為の背景に、加害児童も何らかの被害に遭っている可能性も考えられ、加害児童の被害についても確認した方がよい。

加害児童とかかわるとき、加害行為そのものを責めるだけでは、知らず知らずのうちに加害児童の人格までを否定してしまうことにつながる場合がある。保護者とともに、加害児童が本来向き合うべき課題や困難性を探り、性暴力をしないで前向きにそれらの課題を乗り越えるための方策を考えていくことが必要なのである。

4 安心・安全の確保に基づいた家族支援

これまで述べてきたように、被害児童に対しては、性暴力という過酷な体験を乗り越えて、トラウマから回復し、自尊心を取戻せるよう心理的支援を進めていく必要がある。

また、加害児童に対しては、性暴力の再発を防ぎ、自己肯定感を高め、性暴力に頼らない対人関係の持ち方と、今後の生活（将来への希望も含めて）の目標を持てるような支援が必要である。

きょうだい間の性暴力が発覚した時から、被害児童、加害児童それぞれの安心・安全を保障するために、子どもたちの間に物理的に距離を設ける必要があるとした。また、上記に示したように、被害児童、加害児童それぞれへの心理的支援を同時に、安全に進めていくときも子どもの安心・安全を保障する必要がある。保護者の持つ役割のひとつは、被害児童、加害児童それぞれへの心理的支援の協力とともに、その前提として支援を安全に進めるための物理的な環境を整備することである。

このことは、被害児童と加害児童が別々の場所で生活を送ることを意味する。保護者にとっては経済的にも心理的にも負担が大きく、保護者（両親）が役割分担しながら、被害児童と加害児童それぞれへの対応を続けていくことになる。一人親家庭等の家族の形態によっては、親族、学校や地域のサポート等あらゆるソーシャルサポートの活用が望まれる。しかし家族の力だけでは限界があり、特に、被害児童の安全が守れない場合、施設入所等の介入が必要になるだろう。

いったん、別々に暮らした被害児童と加害児童が、再び同じ空間での生活を再開できるかどうかという判断は慎重に行われるべきである。被害児童、加害児童ともに、再び被害・加害に出会わないようにすることが大前提であり、場合によっては長期にわたってきょうだいが同じ空間で過ごすことができないケースもある。このような場合は、家族が離れて生活することの必要性を家族構成員それぞれが認識しておくことが大切である。家族構成員それぞれがお互いの安心・安全を保障する必要があることを理解し、前向きに事態に取り組んでいけるよう、家族全般をサポートする体制が必要である。

引用・参考文献

第 I 章

- 1 Bentovim, A., (2007). Working with abusing families: In The Child Protection Handbook Third Edition, Wilson, K., James, A, (Eds) Billiere Tindall
- 2 Calder, M. C, (2001) The Background; In Mothers of sexually abused children, Calder, M. C., Peake, A., and Rose, K. (Eds).. Russell House Publishing
- 3 Crawford, S. (1999). Intra-familial Sexual Abuse: What we Think We know about mothers, and Implications for Intervention. Journal of Child Sexual Abuse. 7(3):55-72
- 4 Herman, J. (1981). Father -daughter Incest. Harvead University press
- 5 岡本正子, 渡邊治子 (2011). 性的虐待・家庭内性暴力を受けた子どもの家族支援の現状と課題—児童相談所における非加害親支援を中心に—、子どもの虐待とネグレクト、第 13 巻第 2 号
- 6 岡本正子 (2009) 性的虐待を受けた子どもと家族へのケアおよび援助枠組みに関する研究, (平成 20 年度厚生労働科学研究事業<政策科学研究事業>) 子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究 (主任研究高橋重宏) 報告書, pp.140-177
- 7 岡本正子 (2015) 性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方に関する研究, (平成 26 年度厚生労働科学研究事業<政策科学総合研究事業> 総括・分担研究報告書 (研究代表者岡本正子))
- 8 Peake, A. and Fletcher M (1997). Strong Mothers: A Resource for Mothers and Carers of Children who Have Been Sexually Assaulted. Russel House Publishing
- 9 Smith, G.(1994) Parent,partner,protector:conhlicting role demands for mothers of sexually abused children: In Sexull Offending against Children-Assessment and treatment of male abusers, Morrison, T., Erooga, M., & Beckett, R., (Eds), Routledge
- 10 Strand, C. V., (2000). Treating Secondary Victims: Intervention With the Nonoffending Mother in the Incest Family, Sage Publications
- 11 山本恒雄 (2011), 「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」, (平成 20・21・22 年度厚生労働科学研究事業<政策科学総合研究事業>) 子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (主任研究者柳澤正義) 総合報告書

第 II 章

- 1 岡本正子 (2015) 性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方に関する研究, (平成 26 年度厚生労働科学研究事業<政策科学総合研究事業> 総括・分担研究報告書 (研究代表者岡本正子))

第 III 章

- 1 Calder, M. C. and Peake, A. (2001), Reactions to the discovery that her Child has been Sexually Abused : In Mothers of sexually abused children. Calder, M. C., Peake, A., and Rose, K. (Eds), Russell House Publishing
- 2 大阪府子ども家庭センター (2009) 「性的虐待から回復するために～親が子どものためにできること～」平成 21 年 3 月
- 3 Saunders B, E., & Menig M, B., (2000), Immediate Issues Affecting long-Term Family Resolution In Cases of Parent-Child Sexual Abuses. In Treatment of Child Abuse. Reece R: Johns Hopkins. [親子間

性的虐待ケースの長期にわたる家族の問題解決に影響する当面の課題] 郭麗月監訳 (2005) 『虐待された子どもへの治療』、明石書店

- 4 八木修司・岡本正子編著 (2012) 「性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援—児童福祉施設における生活支援と心理・医療的ケア」, 明石書籍
- 5 山本恒雄 (2011), 「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」, (平成 20・21・22 年度厚生労働科学研究事業<政策科学総合研究事業>) 子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (主任研究者柳澤正義) 総合報告書

第IV章

- 1 Calder.M.,C., Peake, A., and Rose,K(2001) Mothers of sexually abused children, Russell House Publishing
- 2 一般財団法人 日本規格協会 ホームページ 「ISO における標準化 (ISO31000)」 (<http://www.jsa.or.jp/stdz/iso/mngment/risk03.html>)
- 3 児童自立支援計画研究会編 (2006) 「子ども・家族への支援計画を立てるために—子ども自立支援計画ガイドライン—」
- 4 厚生労働省 (2013) 「児童相談所運営指針」
- 5 厚生労働省 (2013) 「子ども虐待対応の手引き」
- 6 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」
- 7 岡山県福祉相談センター, 岡山県中央児童相談所, 岡山県倉敷児童相談所, 岡山県津山児童相談所 (2011) 「岡山県子ども福祉実践研究集録—第 1 集—」
- 8 岡山県 (2013) 「改訂 市町村子ども虐待対応ガイドライン 子どものくらしの安定に向けたよりよい協働のために」
- 9 社会保障審議会児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2015) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 11 次報告)」
- 10 全国児童相談所長会 (2013) 「全児相 (通巻第 95 号 別冊) 『全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例 (平成 23 年度) 報告書』」

第V章

- 1 Calder.M.,C., Peake, A., and Rose,K(2001) Mothers of sexually abused children, Russell House Publishing
- 2 春原由紀 (2011) 「第 1 章 DV のある家庭で起きていること」 春原由紀編著 『子ども虐待としての DV—母親と子どもへの心理臨床的援助のために—』 3-30
- 3 Lundy Bancroft (2004) *When dad hurts mom- helping your children heal the wounds of witnessing abuse*, 『DV/虐待にさらされた子どものトラウマと癒す—お母さんと支援者のためのガイド』 白川美也子・山崎知克監訳 (2006) 明石書店.
- 4 増井香名子 (2011) 「DV 被害者は, いかにして暴力関係からの『脱却』を決意するのか—『決定的底打ち実感』に至るプロセスと『生き続けている自己』—」 『社会福祉学』 52-2, 日本社会福祉学会, 94-106.
- 5 増井香名子 (2012) 「パワー転回行動: DV 被害者が暴力関係から「脱却」する行動のプロセス—当事者インタビューの分析より—」 『社会福祉学』 53-3, 日本社会福祉学会, 57-69.
- 6 大阪府女性相談センター (2014) 『DV 被害母子調査 DV 被害が被害者とその子どもに与える影響と支援ニーズに関する調査報告—婦人相談所一時保護利用者への調査から—』

- 7 大阪府女性相談センター (2015) 『平成 26 年度大阪府女性相談センター事業概要』.
- 8 大阪府女性相談センター (2015) 『DV 被害者面接用ツール』
- 9 Peake, A. and Fletcher, M. (1997) *Strong Mothers: A Resource for Mothers and Carers of Children who have been Sexually Assaulted.*
- 10 Print, B., & Dey, C. (1992). Empowering mothers of sexually abused children — A positive framework. In A. Bannister (Ed.), *Hearing to healing: Working with the aftermath of child sexual abuse.* Chichester: Wiley.

第VI章

- 1 藤岡淳子 (2006) 性暴力の理解と治療教育、誠信書房
- 2 Gil, E., (2002) *Helping Abused and Traumatized children.* The Guilford Press.
- 3 Kim K., Noll, J., Putnam F. Tricket, P. (2007) Psychosocial Characteristics of non-offending Mothers of sexually Abused Girls: Findings from a prospective, multigenerational Study. *Child maltreatment.* 12 (4); p.338-351
- 4 K. ハンセン・T. J. カーン、性問題行動のある知的障害者のための16ステップ第2版フットプリント心理教育ワークブック、本多隆司・伊庭千恵訳 (2015) 明石書店
- 5 岡本正子 (2015) 性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方に関する研究, (平成 26 年度厚生労働科学研究事業<政策科学総合研究事業> 総括・分担研究報告書 (研究代表者岡本正子), p.36-40
- 6 T. J. カーン、回復への道のりパスウェイズ、回復への道のりロードマップ、藤岡淳子訳 (2009) 誠信書房

参考図書

- 1 シンシア・L・メイザー & K・E・デバイ (2004), 野坂祐子・浅野恭子訳 (2015) 「あなたに伝えたいこと」誠信書房
- 2 信田さよ子 (2002) 『DV と虐待「家族の暴力」に援助者ができること』医学書院.
- 3 レジリエンス (2005) 『傷ついたあなたへ—わたしがわたしを大切にすること—DV トラウマからの回復ワークブック』梨の木舎.
- 4 レジリエンス (2010) 『傷ついたあなたへ(2)—わたしがわたしを幸せにすること—DV トラウマからの回復ワークブック』梨の木舎.

Ⅱ 分担研究報告書

3-1 情緒障害児短期治療施設における性暴力被害児への 支援の在り方に関する研究

情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への 支援の在り方に関する研究

分担研究者 八木修司（関西福祉大学社会福祉学部教授）

研究要旨

分担研究者らは平成20年度～22年度の厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「性的虐待を受けた子どもの中長期ケアの実態とそのあり方に関する研究」の調査研究を踏まえ「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」を作成した。

今回はその先行研究を踏まえて、更に具体的な性暴力被害児の情緒障害児短期治療施設（以下、情短）における生活支援、心理ケア、医療ケア、家庭復帰や自立支援に関するソーシャルワーク展開をどうするかを研究のテーマとした。

一年目の平成26年度では全国38カ所の情短に質問紙調査を実施して34カ所から回答を得た（回収率89.4%）。全入所児童1,080名の内、被虐待児童は730名（67.6%）であった。その内、児童福祉法（児童虐待の防止等に関する法律）の定義に沿う被性的虐待は43名であった。また、法の定義に沿わないが兄やその他の家族、同居者などに性的虐待を受けた児童は28名であり、合計すると71名の家庭内性暴力被害児（全入所児童の6.6%）が入所している実態が明らかになった。質問紙調査では、①子どもの安全を守る取り組み、②治療についての基本的な取り組み、③性に関する支援、④性的虐待を受けた子どもの治療、⑤家族との関係の回復や関係機関との連携などを問い、一定の生活支援や心理ケア、ソーシャルワークに関する基礎的資料は得たが、具体的な支援内容やその課題の把握は不十分であった。

二年目の平成27年度（今年度）については更に詳細な実態把握を行うために、再度、全国の情短（42カ所）に質問紙調査を行った。その内容は、家庭内性的暴力被害児に関して、①児童状況、②家族状況、③性暴力被害の状況、④発覚時の状況、⑤入所中の本児の様子、⑥施設でのさまざまなアプローチなどである。特に、施設内における具体的な生活支援の実態、心理ケア（個別、心理教育）、医療ケア、などの詳細な実態を調査した。質問紙調査の結果、42施設中、38施設（回収率90.5%）から回答を得た。その内、被性的虐待児および家庭内性的暴力被害児の該当のない施設が5施設、回答辞退が1施設あり、事例回答は32施設であった。回答事例は162事例で被性的虐待児および家庭内性的暴力被害児に該当しない事例が9事例であった。したがって、有効事例153事例について検討を加えた。

これは現在の情短における生活支援、心理ケア、医療ケアの一定のメルクマールであると考えられる。これに加えて先駆的な取り組みをしている情短への聞き取り調査を行い、研究協力者である情短以外の児童養護施設、児童自立支援施設、少年院など複数の施設職員とも協議し、平成22年度作成の「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」ガイドラインとも比較検討した。そして、今回、新たに「情短版 家庭内性的被害児に関する生活支援・心理ケア・医療ケアなどのガイドライン（試行）」を完成させた。また個人情報に配慮したモデル事例も掲載した。

ここ5～6年において新たに開設された情短も多い。また家庭内性的暴力被害児の処遇に迷っておられる全国の児童養護施設や児童自立支援施設などに汎用されればありがたい。

《研究協力者》

塩見 守 (情緒障害児短期治療施設 清水が丘学園・全国情緒障害児短期治療施設協議会事務局)
高田豊司 (児童養護施設 光都学園)
中垣真通 (情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園)
中村有生 (情緒障害児短期治療施設 清水が丘学園)
新美裕之 (情緒障害児短期治療施設 あゆみの丘)
早川 洋 (情緒障害児短期治療施設 嵐山学園)
樋口純一郎 (児童自立支援施設 若葉学園)
平岡篤武 (常葉大学 教育学部)
森 歩夢 (児童養護施設 立正学園)
宮口幸治 (交野女子学院・宮川医療少年院)

A. 研究目的

平成 26 年度は全国の情短を対象とした性的虐待を受けた児童(児童福祉法に該当しない家庭内性暴力被害児を含む)への生活支援や心理ケアに関する質問紙調査を実施した。調査回答から情短における性的虐待・家庭内性暴力被害に遭った子どもへのケアに関する意識は高いといえるが、生活支援方法や心理ケア、非加害親への支援については具体的になっていない現状が明らかになった。

27 年度は、情短における性的虐待を受けた子ども(家庭内性暴力被害児を含む)や非加害保護者に関する質問紙調査を再度行い、情短職員や児童養護施設、児童自立支援施設、少年院など、複数の施設とも協議し、比較することで「情短版 家庭内性的被害児に関する生活支援・心理ケア・医療ケアなどのガイドライン(試行)」を完成させる。これは全国で 550 箇所を越える児童養護施設などにも汎用されると考える。

B. 研究方法

1 研究対象者

全国の情短 42 施設に入所している被性的虐待児童(家庭内性暴力被害児を含む)の支援に携わる施設長及び直接処遇職員

2 研究期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年度 3 月 31 日

3 データの収集方法・手順

平成 27 年 8 月以降、全国の情短における質問紙調査

4 採取するデータ内容

被性的虐待児(家庭内性暴力被害児を含む)及び非加害保護者の情短での生活支援や心理ケア、医療ケア、ソーシャルワークの内容

5 データの分析方法

質問紙調査におけるデータの分析は数量的分析(単純集積、統計的分析)を用いる。収集された情報は、研究における集約完了後、個人が特定される危険性を排除した数値情報のみを残し、その他のデータはすべて焼却処分され、遡及的に個人情報特定される危険性を排除する。

6 研究結果の公表予定

研究者の所属する学術集会などでの学会発表、論文投稿を行う。

7 実施に際しての倫理的配慮

(1) インフォームド・コンセントのための手続き

- ①調査の性質上、個人情報の提供に関して当事者の直接承諾を取ることは対象施設（及び措置機関）の業務支障を生じかねず、困難であると考えられる。したがって「(3) 情報の機密保持の方法」に記載したルールによる情報の取り扱いを条件として、調査回答責任施設がそれぞれの個人情報保護の規程にしたがって提供可能と判断し、情報提供された事実をもって、個人情報保護に関する取り扱い要件は満たされたものとみなした。
- ②これらの諸条件はいずれの調査においても常に明示しつつ実施した（調査票や要綱に要件記載）。

(2) インフォームド・コンセントと取得方法

調査対象施設に対しては、調査票配布時に調査目的・調査方法・データの廃棄・調査結果の公表に関して記載した依頼文を配布し、調査への回答をもって調査に同意したとみなすとの文言を記載した。

(3) 情報の機密保持の方法

- ①質問紙調査の情報項目は統一的に作成した選択肢情報のみとし、個人的なエピソードを直接の情報収集対象としない。
- ②情報の集約においては個別の自治体や施設を特定させる要件を排除した情報処理を行った。
- ③質問紙調査票とその集計の元データはすべて部外秘とし、特に個別の事例についての情報については個人が特定される形での公表は一切排除した。
- ④研究成果の報告においては項目の件数値、およびその合計値等の数値情報、抽出された集約情報のみとし、個別の具体事例を特定させる情報は排除し、自治体名、施設名が特定されるような情報も排除した。
- ⑤収集された情報は、研究における集約完了後、個人が特定される危険性を排除した数値情報のみを残し、その他のデータはすべて焼却処分され、遡及的に個人情報が特定される危険性を排除する。

(4) 研究結果の発表（主な結果公表の方法）

平成 27 年度研究報告書を作成する（総括研究報告書も併せて公表する）。

C 質問紙調査

1. 調査目的

性的虐待や性暴力被害を受け、情短に入所した子どもに対して、①性暴力被害の状況、②発覚時の状況、③入所中の児童の症状と様子、④施設での生活支援、心理治療、医療のアプローチと効果について調査を行う。

2. 調査期間

2015 年 8 月 12 日～2015 年 10 月 30 日

3. 調査対象と調査方法

(1) 調査対象

全国の情短42施設に入所している被性的虐待児童・家庭内性暴力被害児童の支援に携わる施設長及び直接処遇職員。

(2) 調査項目

調査項目は、研究協力者による数回の討議を経て作成し、関西福祉大学倫理審査委員会の承認を得て決定した。

質問内容は、「児童状況」、「家族状況」、「性暴力被害の状況」、「発覚時の状況」、「入所中の本児の様子」、「施設でのアプローチ」等である。

(3) 調査方法

各情短に、質問紙を郵送し、性的虐待児・家庭内性暴力被害児について各児童一人について一部ずつ回答し通し番号を付けて郵送による回収を行った。

(4) 分析

質問紙調査におけるデータの分析は数量的分析（単純集積、統計的分析）を用いた。

4. 回答数及び回収率

全国の情短 42 施設中、38 施設（回収率 90.5%）から回答を得た。回答を得た施設 38 施設中、性的虐待児・家庭内性的暴力被害児の該当のない施設が 5 施設、回答辞退が 1 施設あり、事例回答は 32 施設であった。

回答事例は 162 事例で性的虐待児・家庭内性的暴力被害児に該当しない事例が 9 事例となった。有効事例 153 事例について検討を加えた。

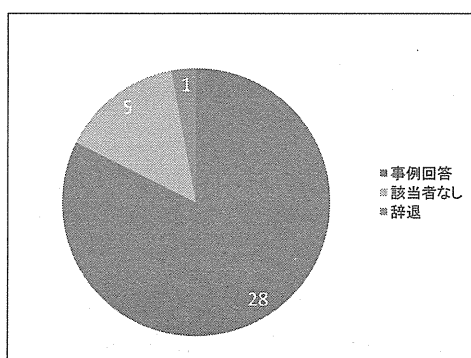


図1 アンケート回収状況

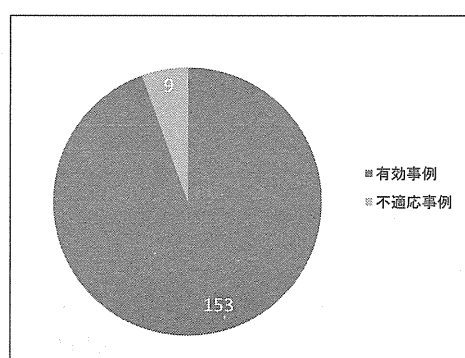


図2 回収事例の状況 n=162

D. 研究結果

1. 児童状況

回答のあった 38 施設における平成 22 年度～平成 27 年度の性的虐待・家庭内性暴力被害を受けた児童数は 153 名であった。内訳は、「児童福祉法上の性的虐待児童数」は 86 名、「児童福祉法以外の家庭内性暴力被害児童数」は 67 名であった。

表1 被性的虐待・家庭内性暴力被害児童数

「H22～H27年度」

区分	人数	%
児童福祉法上の性的虐待児童数	86	56.2%
児童福祉法以外の性暴力被害児童数	67	43.8%
計	153	100.0%

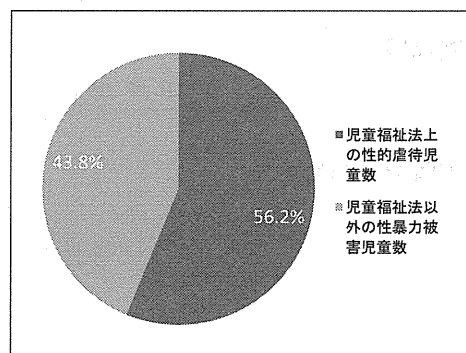


図3 被性的虐待・家庭内性暴力被害児童数「H22～H27年度」 n=153

(1) 性別

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、「女性」が138名、「男性」が15名であった。

表2 性別

区分	性別	%
女性	138	90.2%
男性	15	9.8%
計	153	100.0%

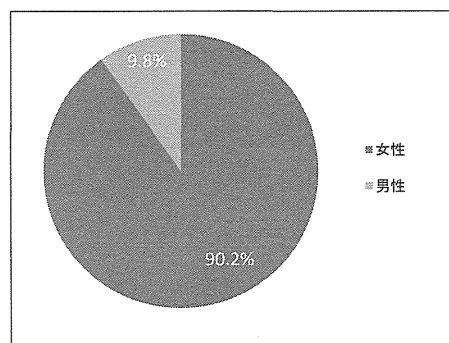


図4 性別 n=153

(2) ケースの状況

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、ケースが「継続中」であるのが62名、ケースが「終結」しているのが91名であった。

表3 ケースの状況

区分	人数	%
継続中	62	40.5%
終結	91	59.5%
計	153	100.0%

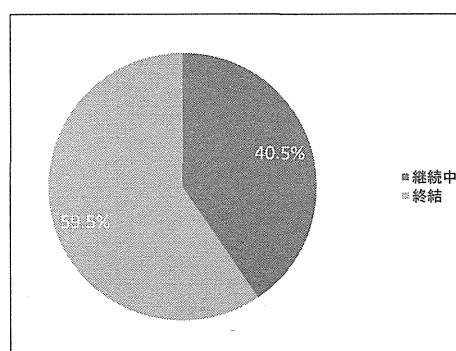


図5 ケースの状況 n=153

(3) 入所時年齢

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、入所時の年齢が「幼児」であるのが3名、「小学生低学年」であるのが26名、「小学生高学年」であるのが60名、「中学生」であるのが61名、「高校及び高校年齢」であるのが2名、「未記入」が1名であった。

表4 入所時年齢

区分	人数	%
幼児	3	2.0%
小学生低学年	26	17.0%
小学生高学年	60	39.2%
中学生	61	39.9%
高校及び高校年齢	2	1.3%
未記入	1	0.7%
計	153	100.0%

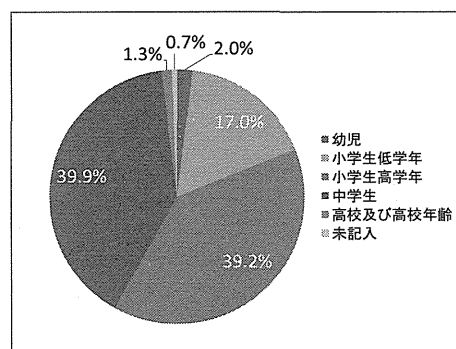


図6 入所時年齢 n=153

(4) 現在、又は退所時の年齢

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、現在または退所時の年齢が、「幼児」であるのが0名、「小学生低学年」であるのが9名、「小学生高学年」であるのが24名、「中学生」であるのが79名、「高校及び高校年齢」であるのが41名であった。

表5 現在、又は退所時の年齢

区分	人数	%
幼児	0	0.0%
小学生低学年	9	5.9%
小学生高学年	24	15.7%
中学生	79	51.6%
高校及び高校年齢	41	26.8%
計	153	100.0%

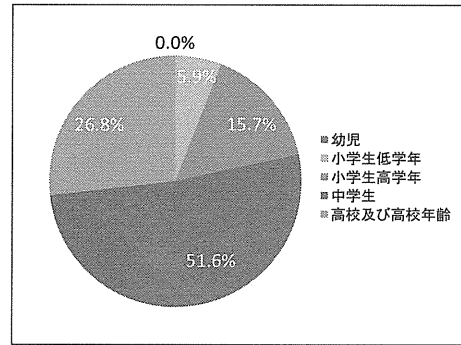


図7 現在、又は退所時の年齢 n=153

(5) 現在、又は退所時の在園期間

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、現在または退所時の在園期間が「1年未満」であるのが30名、「1～2年」であるのが61名、「3～4年」であるのが44名、「5年以上」であるのが17名、「未記入」が1名であった。

表6 現在、又は退所時の在園期間

区分	人数	%
1年未満	30	19.6%
1～2年	61	39.9%
3～4年	44	28.8%
5年以上	17	11.1%
未記入	1	0.7%
計	153	100.0%

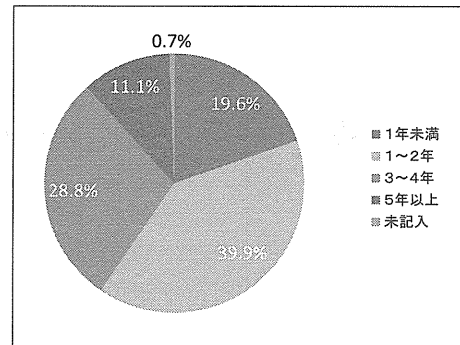


図8 現在、又は退所時の在園期間 n=153

(6) 知的水準

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、知的水準が「IQ60台以下」が22名、「IQ70台」が41名、「IQ80台」が33名、「IQ90台」が31名、「IQ100台」が15名、「IQ110台以上」が7名、「未記入」が4名であった。

表7 知的水準

区分	人数	%
IQ60台以下	22	14.4%
IQ70台	41	26.8%
IQ80台	33	21.6%
IQ90台	31	20.3%
IQ100台	15	9.8%
IQ110台以上	7	4.6%
未記入	4	2.6%
計	153	100.0%

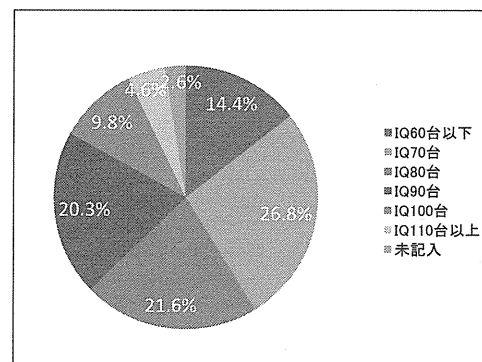


図9 知的水準 n=153

(7) 発達に関する障害

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、「知的障害」が37名、「ADHD」が27名、「自閉性スペクトラム障害」が24名、「学習障害」が4名、「その他の障害」が9名、「未記入」が71名であった。

表8 発達に関する障害(複数回答あり)

区分	人数	%
知的障害	37	24.2%
ADHD	27	17.6%
自閉性スペクトラム障害	24	15.7%
学習障害	4	2.6%
その他の障害	9	5.9%
未記入	71	46.4%

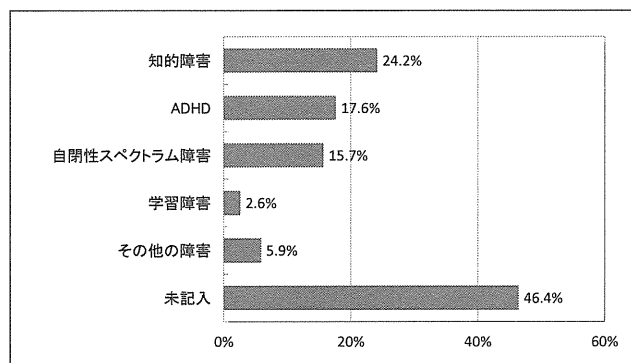


図10 発達に関する障害(複数回答あり) n=153

その他の障害の記述
●外国籍のため、日本語が不十分なところがある
●PDD疑い
●境界知能
●高機能特定不能型広汎性発達障害
●解離性障害

(8) 入所理由、主訴

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、入所理由、主訴が「虐待」の児童が137名、「不登校」の児童が31名、「学校不適應」の児童が26名、「性的逸脱行動・加害行動」の児童が26名、「家出、徘徊」の児童が24名等であった。

表9 入所理由、主訴(複数回答あり)

区分	人数	%
虐待	137	89.5%
不登校	31	20.3%
学校不適應	26	17.0%
性的逸脱行動・加害行動	26	17.0%
家出、徘徊	24	15.7%
PTSD、解離症状	22	14.4%
自傷行為	18	11.8%
気分変調・パニック	16	10.5%
非行、ぐ犯行為	16	10.5%
身体症状	10	6.5%
家庭内暴力	8	5.2%
抑うつ	7	4.6%
自殺企図	5	3.3%
強迫性障害等	3	2.0%
摂食障害	3	2.0%
その他	8	5.2%
未記入	3	2.0%

入所理由、主訴のその他の記述
●施設入所児からの性被害
●知的な遅れ
●家族との関係悪化
●日常生活のだらしなさ
●里父、里母
●金銭持ちだし、家族への強い試し行動

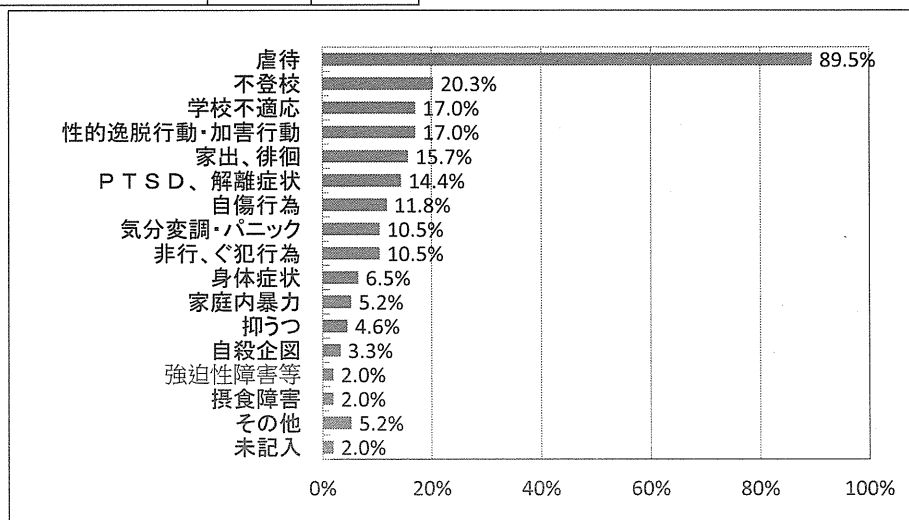


図11 入所理由、主訴(複数回答あり) n=153

2. 家族状況について

(1) 同居家族、同居人

回答のあった38施設における性的虐待・家庭内性暴力被害児童153名のうち、「実母」と同居している児童が118名、「兄弟」と同居している児童が84名、「姉妹」と同居している児童が64名、「父親」と同居している児童が50名、「養父・継父」と同居している児童が33名であった。

表10 同居家族、同居人(複数回答あり)

区分	人数	%
実母	118	77.1%
兄弟	84	54.9%
姉妹	64	41.8%
父親	50	32.7%
養父・継父	33	21.6%
内縁男性	20	13.1%
祖母	19	12.4%
祖父	14	9.2%
伯母・叔母等	6	3.9%
養母・継母	5	3.3%
叔父・伯父等	4	2.6%
内縁女性	1	0.7%
その他	11	7.2%
未記入	3	2.0%

同居家族、同居人のその他の記述
●里親、里親宅の妹
●実母の内縁男性
●姉の夫、子ども
●いとこ(叔父夫妻の子)
●養父の父母
●同居家族なし
●父、兄がいるが、同居はしていない
●戸籍上の父(血縁はない)1人、知人女性1人
●現在は養母、妹2人、弟2人
●知人女性

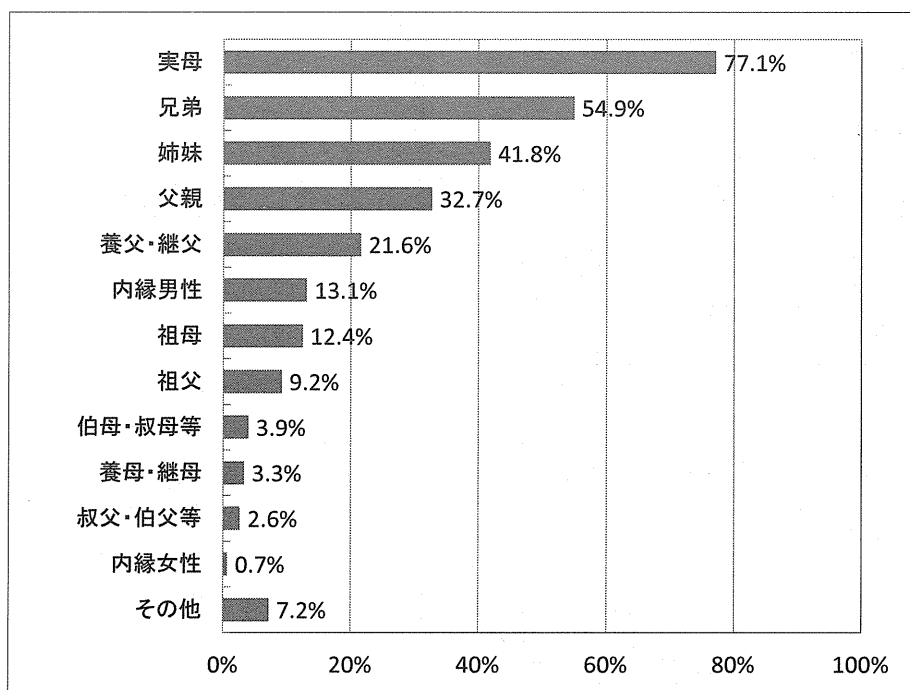


図12 同居家族、同居人(複数回答あり) n=153

(2) 保護者の問題について

回答のあった38施設における家庭内性暴力被害児童153名のうち、保護者の問題が「経済的問題」であるのが67件、「性に関する問題(性的な逸脱行動、性に関する不適切な言動、認識等)」であるのが52件、「精神疾患による問題」であるのが44件、「DV」であるのが34件、「知的障害や発達障害に起因する問題」であるのが26件であった。

表 11 保護者の問題について(複数回答あり)

区分	人数	%
経済的問題	67	43.8%
性に関する問題(性的な逸脱行動、性に関する不適切な言動、認識等)	52	34.0%
精神疾患による問題	44	28.8%
DV	34	22.2%
知的障害や発達障害等に起因する問題	26	17.0%
アルコール依存、薬物依存等の問題	21	13.7%
反社会的行動(窃盗、服役等)	15	9.8%
その他	8	5.2%
未記入	22	14.4%

保護者の問題についてのその他の記述
●離婚で父は子育てできず、里親へ預ける(2歳～)
●外国籍で日本語が不十分
●極端な養育感
●聴覚障害
●保護者音信不通のため、不明
●母の死
●養育力不足、弟のADHD

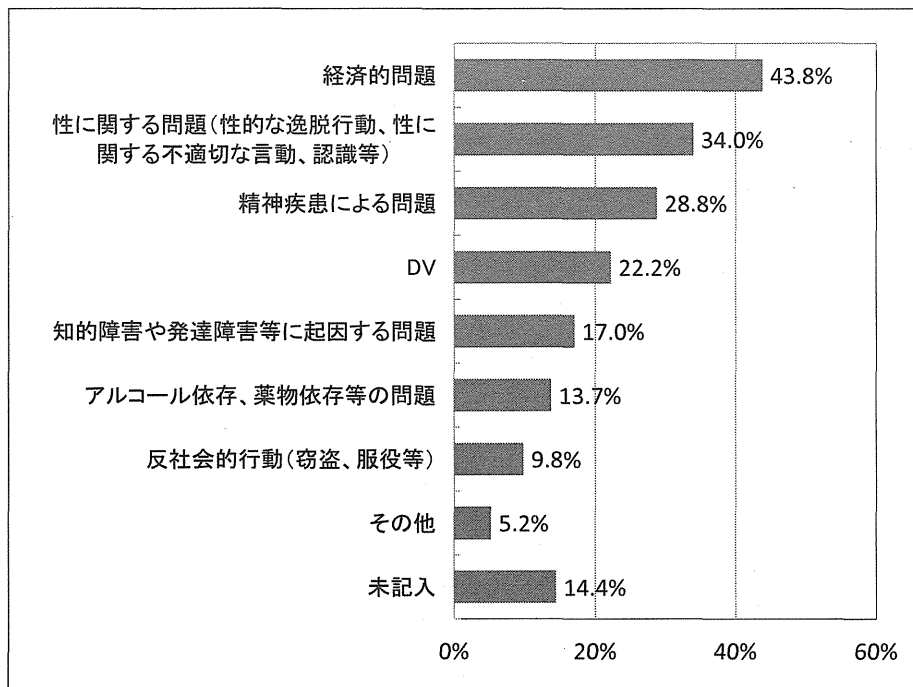


図 13 保護者の問題について(複数回答あり) n=153

(3) 性的虐待以外の虐待の有無

回答のあった 38 施設における家庭内性暴力被害児童 153 名のうち、性的虐待以外に、「身体的虐待」を受けていた児童が 89 名、「ネグレクト」を受けていた児童が 85 名、「心理的虐待 (DV の目撃を含む)」を受けていた児童が 68 名、「未記入」が 21 名であった。

表 12 性的虐待以外の虐待の有無(複数回答あり)

区分	人数	%
身体的虐待	89	58.2%
ネグレクト	85	55.6%
心理的虐待(DVの目撃を含む)	68	44.4%
未記入	21	13.7%

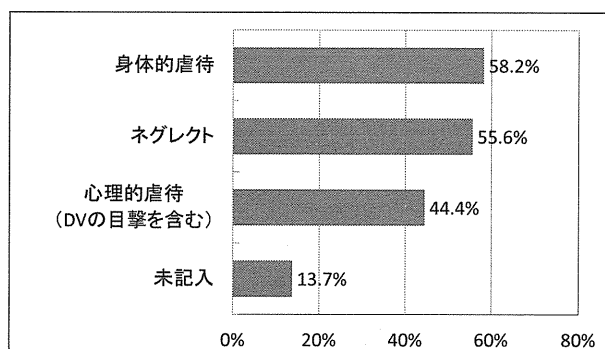


図 14 性的虐待以外の虐待の有無(複数回答あり)n=153

3. 性的虐待・性暴力被害の状況について

性的虐待・性暴力がどのような状況で行われているのか、その実態を明らかにするため以下の調査を行った。

(1) 性的虐待・性暴力加害者について

性的虐待・性暴力加害者について、割合が最も多いのは「実父」41人(26.8%)となっている。続いて「兄弟」36人(23.5%)、「養父・継父」29人(19.0%)、「内縁男性」27人(17.6%)の順に加害者の割合が多く、男性の家族が加害者となる割合の高さがうかがえる。「実父」、「養父・継父」、「内縁男性」の割合については、「表 10 同居家族、同居人」から同居の多い順に「実父」(32.7%)、「養父・継父」(21.6%)、「内縁男性」(13.1%)の順となっており、加害者の割合の高い順と一致している。

同居の割合が高い実父が加害者としても最も割合が高いものの、養父・継父、内縁男性も同居人数との比較で考える必要があり、性的虐待・性暴力の問題では血縁関係の有りにとらわれすぎないように留意する必要があると思われる。一方、「実母」20人(13.1%)、「伯母・叔母」1人(0.7%)と女性の加害者は相対的に低い割合となっている。

表 13 性的虐待・性暴力加害者(複数回答あり)

区分	人数	%
実父	41	26.8%
兄弟	36	23.5%
養父・継父	29	19.0%
内縁男性	27	17.6%
実母	20	13.1%
伯父・叔父等	6	3.9%
祖父	5	3.3%
伯母・叔母等	1	0.7%
養母・継母	0	0.0%
姉妹	0	0.0%
祖母	0	0.0%
内縁女性	0	0.0%
その他	11	7.2%
未記入	5	3.3%

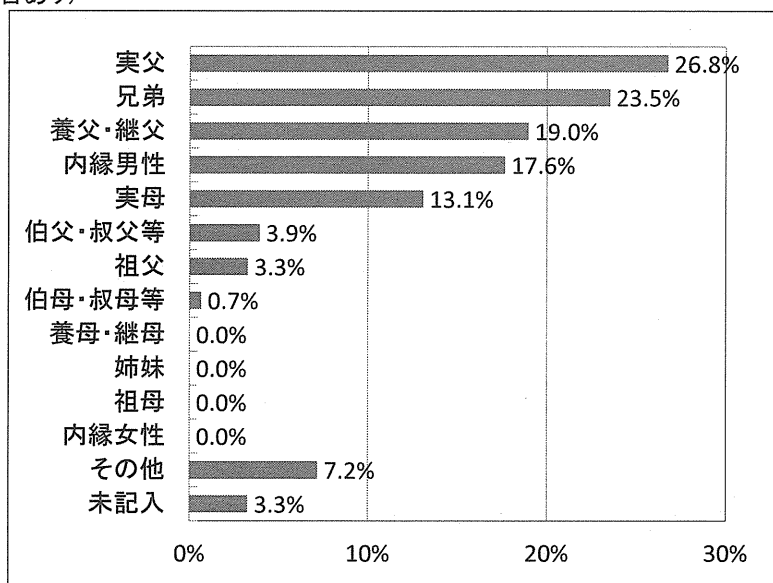


図 15 性的虐待・性暴力加害者(複数回答あり)n=153

その他の記述
●里親の父
●実母の再婚相手(当時、同居人で実母と交際)
●叔父夫婦の子
●養父知人
●在籍していた施設の長
●同居女性、同居女性の交際相手、近所の男性
●実母の浮気相手の男性
●母方祖母の元内夫
●里父
●母のいとこ、母の交際相手

(2) 性的虐待・性暴力の内容について

性的虐待・性暴力の内容について、最も高い割合を示したのが「直接接触（挿入あり）」（37.9%）であり、続いて割合の多い「直接接触（非挿入）」（31.4%）、さらに「直接接触（挿入不明）」（6.5%）と合わせると約75%となり、直接接触による被害を多くの児童が受けていることが分かる。非接触被害と比較してより侵襲性の高い被害が高確率で起こっている現実が見て取れる結果と言えよう。また、「非接触被害（性行為の目撃）」（22.2%）、「非接触被害（動画・印刷物などポルノに曝す）」（11.8%）の計34%の結果からは、児童への養育態度の問題も考えられ、非接触被害の背景にネグレクトの問題があることが示唆される。

表 14 性的虐待・性暴力の内容(複数回答あり)

区分	人数	%
直接接触(挿入あり口・肛門・性器への何らかの挿入行為)	58	37.9%
直接接触(非挿入)	48	31.4%
非接触被害(性行為の目撃)	34	22.2%
非接触被害(入浴時等に裸体を再三見られる、服を脱がされる)	22	14.4%
被害内容不明のままの被害	19	12.4%
非接触被害(動画・印刷物などポルノに曝す)	18	11.8%
非接触被害(被写体にされた)	13	8.5%
直接接触(挿入不明)	10	6.5%
売春、援助交際の強要	2	1.3%
その他	4	2.6%
未記入	1	0.7%

その他の記述
●兄の肛門に性器を挿入させられた
●本児の性への混乱の様子、入所中の他児への性的行動から疑われる
●触らせられた、舐めさせられたなど

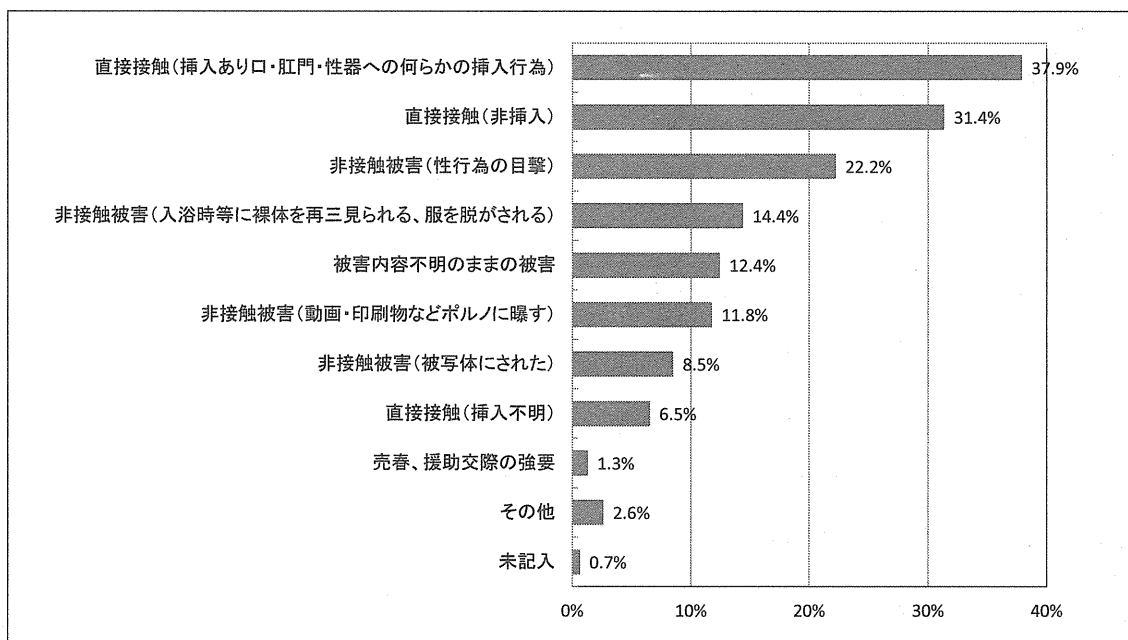


図 16 性的虐待・性暴力の内容(複数回答あり) n=153

(3) 被害開始時期について

被害開始時期について、最も高い割合を示したのは「小学高学年」(33.3%)、続いて「小学低学年」(28.8%)となっており、「乳幼児期」(13.1%)と合わせると約75%が中学生未満の年齢から被害にあげていることが分かる。中学生(7.8%)、高校及び高校年齢(1.3%)合わせて約9%との比較から考えると、性的虐待・性暴力は児童が身体的成熟を迎える思春期以降の問題ではなく、児童の幼少期から行われる問題である可能性が高いと言えよう。

表 15 被害開始時期

区分	人数	%
小学高学年	51	33.3%
小学低学年	44	28.8%
不明	23	15.0%
乳幼児期	20	13.1%
中学生	12	7.8%
高校及び高校年齢	2	1.3%
その他	0	0.0%
未記入	1	0.7%
計	153	100.0%

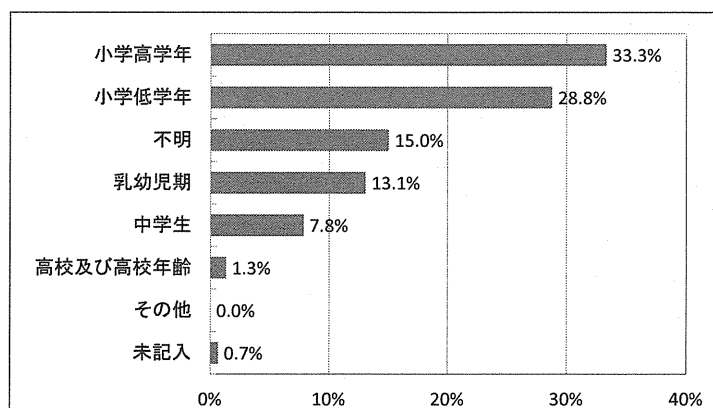


図 17 被害開始時期 n=153

(4) 被害回数について

被害回数について、判明している中で最も高い割合を示したのは「慢性的」(35.3%)である。全体の約3分の1に達する児童が慢性的な性的虐待・性暴力の被害にあげていることが分かる。さらに、「1回」(0%)の結果からも性的虐待・性暴力は単回で起こるものではないことが示唆される。また、「不明」(43.1%)が割合として最も高いことも特徴的である。被害回数という被害者、加害者からの聞き取りでなければ特定が難しい事柄に対して、発覚後の聞き取りの中で明らかにしていくことの難しさが見て取れる。

表 16 被害回数

区分	人数	%
慢性的	54	35.3%
数回	21	13.7%
10回以上	11	7.2%
1回	0	0.0%
不明	66	43.1%
未記入	1	0.7%
計	153	100.0%

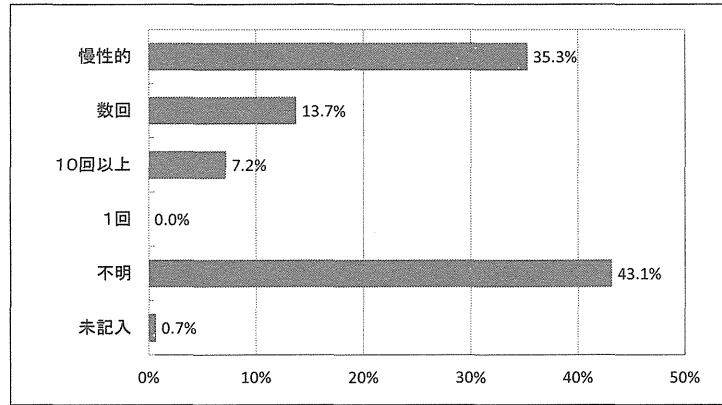


図 18 被害回数 n=153

(5) 被害期間について

被害期間について、判明している中で最も高い割合は、「2～3年」(18.3%)となっている。続いて「4年以上」(9.8%)となっており、性的虐待・性暴力の被害が発覚し、児童福祉施設への入所が行われた事例であっても児童はすでに長期に渡って被害にあっていることが分かる。また、被害回数同様、「不明」(45.8%)の割合が最も高く、被害期間についても性的虐待・性暴力に対する聞き取りでの明確な状況の割り出しが困難である事例が多いことが示唆される。

表 17 被害期間

区分	人数	%
2～3年	28	18.3%
4年以上	15	9.8%
数か月	14	9.2%
1年	13	8.5%
断続的	8	5.2%
単回	2	1.3%
不明	70	45.8%
未記入	3	2.0%
計	153	100.0%

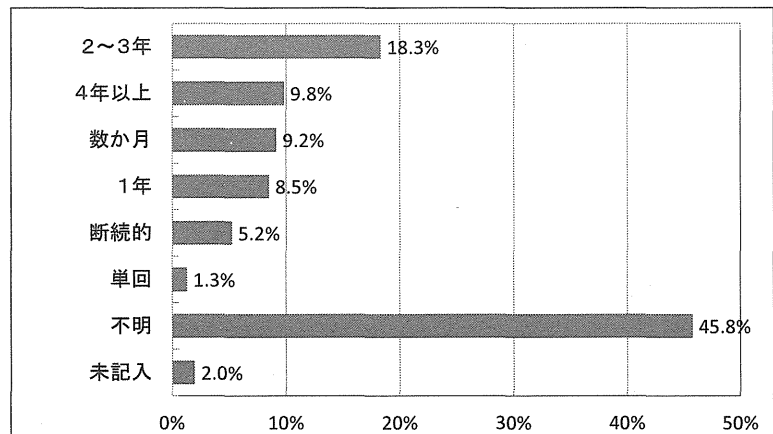


図 19 被害期間 n=153

(6) 性的虐待・性暴力被害の状況についての考察

(1) 性的虐待・性暴力加害者についての結果と、1. 児童状況 (1) 「性別」の結果を合わせて考えてみる。被害児童の性別は約 90%が女性、約 10%が男性であり、一方加害者の性別は約 94%が男性(実父、兄弟、養父・継父、内縁男性、伯父・叔父、祖父)、約 14%が女性(実母、伯母・叔母)であり、性的虐待・性暴力は男性の家族から女性の児童に対して行われる割合が高いことが推察される。しかし、被害は男性が約 10%、加害は女性が約 14%となっており、割合は低いものの一定数存在することを忘れてはならない。(4) 被害回数、(5) 被害期間で述べたように被害状況の聞き取りはその詳細を明らかにすることが非常に困難である。事実の聞き取りを行うためには、性的虐待・性暴力に対する被害・加害に性別の先入観を持たず、あらゆる可能性を念頭に対処する必要がある。

また、加害者の人数と 2. 家族状況 (1) 同居家族の人数を比較すると、内縁男性(27/20 135%)、養父・継父(29/33 87.9%)、実父(41/50 82%)の順で加害者となっている割合が高い傾向がみられる。これらの加害者が同居していない可能性もあるため単純な比較は成り立たないが、特に内縁男性が加害者となっている割合が高い。内縁関係という不安定な関係性は児童への性的虐待・性暴力